小規模事業者持続化補助金＜一般型＞　申請について

愛知県商工会連合会

１　電子申請について

第１５回締切分から、原則電子申請システム（新システム）を使用して申請することとなりましたが、これまでのＪグランツでの申請において、必要提出書類の間違いや未添付が散見されました。

必要提出書類が正しく添付されていない場合、要件不備となってしまいます。必ず確認を行ってから申請するようにしてください。

（１）添付漏れ等不備の多い必要提出書類の例（郵送での申請も同様です）

ア　個人事業主で確定申告書のみ、または収支内訳書（所得税青色申告決算書）のみ提出された。

※確定申告書（第一表及び第二表）は必須です。それとは別に、白色申告者なら収支内訳書の１～２面、青色申告者なら所得税青色申告決算書の１～４面の提出が必要です。

イ　個人事業主で収支内訳書（または所得税青色申告決算書）の１面のみ提出された。

※記載の有無に関わらず、白色申告者なら収支内訳書の１～２面、青色申告者なら所得税青色申告決算書の１～４面全てを提出してください。

ウ　個人事業主で確定申告書を書面提出したが、表紙に税務署受付印がないにも関らず、「納税証明書（その２：所得金額の証明書）」添付されていない。

※税務署が発行した「納税証明書（その２：所得金額の証明書）」原本を提出ください。
「納税証明書」は、別添のとおり「摘要欄」に「内事業所得金額」若しくは「内不動産所得金額」が記載されたものを発行するよう税務署に依頼してください。

エ　個人事業主で電子申告をしているにも関わらず、「メール詳細（受信通知）」ではなく、会計事務所や税理士が発行した「電子申告完了報告書」が提出された。

※国税庁ホームページから出力した「メール詳細（受信通知）」を提出ください。

注）上記ウ、エの内容は、①『法人の方で「賃金引上げ枠（赤字事業者）」を希望する際に提出する法人税申告書』、②『個人事業主の方で「創業枠」を希望する際に提出する開業届』にも適用されます。

２　申請内容について

申請書類の記載内容については、留意事項が各様式内若しくは公募要領別紙「応募時提出資料・様式集」に記載されています。提出前に間違いがないか、必ず確認してください（以下は過去の申請で誤りが多かった点を列挙したものです。）。

※様式は、公募回ごとに内容が変更になりますので、必ず申請回の様式を利用してください（誤って、過去の様式で申請した場合は、採択の対象となりませんのでご注意ください。）。
第１５回締切分の様式には、左上に公募回が記載されていますので、ご確認をお願いします。

（１）「様式２」の『売上高』、『売上総利益』、『経常利益』に誤りがある。
※決算書類のどの数字を転記すべきか確認してください。

（２）「様式２」の『設立年月日』及び『代表者の生年月日』が和暦で記入された。
※西暦で記入してください。また、『代表者の満年齢』は公募要領別紙「参考資料」の『基準日』に基づき、正確に記入してください。

（３）「様式３」の『Ⅱ．経費明細表』『経費区分』欄に「①機械装置等費」「②広報費」…「⑩委託・外注費」以外の費目が記載されている。
※公募要領に記載の１０種類の費目以外は記入しないでください。丸数字も記入してください。広告費、建物改装費、オーブン代などは誤りです。

（４）「様式３」の『Ⅱ．経費明細表』『補助対象経費』欄の「税抜」「税込」が選択されていない。
※課税事業者は「税抜」のみ選択可能です。

（５）補助対象経費とならないものを「様式３」の『Ⅱ．経費明細表』に含めている。
※その事業計画が採択されたとしても、当然、補助対象経費にはなりません。

（６）ＣＤ－Ｒ等に申請書等の所定のデータが書き込まれていない。
※提出前に、所定のデータがＣＤ－Ｒ等に書き込まれているか、必ず確認ください。

注）商工会地区で事業をしており、商工会から「（様式４）事業支援計画書」の交付を受けたにも関わらず、商工会議所地区の申請フォームから電子申請を行ったり、商工会議所地区の全国事務局に紙媒体の申請書類一式を郵送した事案がありました。

各商工会で書類の最終チェックを行うとともに、申請先（申請フォーム、郵送先）について事業者に説明をお願いします。